

座間市監査委員公表第3号

令和8年3月30日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づく  
住民監査請求（座間市職員措置請求）について、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年5月27日

座間市監査委員 島田陽一

同 吉田義人

請求人 (略)

座間市監査委員 島田陽一

同 吉田義人

住民監査請求（座間市職員措置請求）について（通知）

令和8年3月30日に提出された住民監査請求（座間市職員措置請求）（以下「本件請求」という。）について、合議により次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

2 請求書の提出日

令和8年3月30日

3 請求の要旨

本件請求における請求人の主張は次のとおりである（以下、原文のまま掲載）。

座間市福祉事務所が請求人に対して行った、生活保護法第78条に基づく費用徴収処分（40%加算を含む）については、違法または不当であるため、その全部又は一部の取消し及び是正を求める。

第2 判断及び理由

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条第5項に基づく監査は実施しないことに決定した。

1 住民監査請求の要件

法第242条第1項に基づく住民監査請求とは、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の長若しくは執行機関又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、

公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られ、これらのいずれかに該当すると認めるとき、監査委員に対し監査を求め、当該行為を防止・是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

## 2 生活保護法（昭和25年法律第144号）第78条に基づく費用徴収額の決定

生活保護法第78条は、保護の制度をその悪用から守ることを目的として、所定の徴収権を付与する趣旨の規定と解されるから、被保護者がその収入の状況を偽って不正に保護を受けた場合には、当該収入のうち被保護者がその最低限度の生活の維持のために活用すべきであった部分に相当する額は、広く同条に基づく徴収の対象となるものと解すべきであるとされる（最高裁判所平成30年12月18日判決を参照）。

## 3 住民監査請求の要件の該当性

請求人は、本件請求において生活保護法第78条に基づく費用徴収額の決定（以下「本件処分」という。）の取消し又は是正を求めている。しかし、本件処分は、座間市長の決定である行政処分であり、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為（地方自治法第242条第1項に定める事項）には該当しないため、住民監査請求の対象とはならない。

また、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならない（福岡地方裁判所平成5年8月5日判決を参照。なお、同判決は、上告審（最高裁判所平成6年9月8日判決）においても判断が維持されている。）。したがって、本件処分は、地方公共団体である座間市に損害をもたらすような行為には該当しないので、この点においても住民監査請求の対象とはならない。

なお、住民監査請求は、本件処分のような個人に対する行政処分の適否を争うものではなく、仮に本件処分のような行政処分の取消しを求めたいのであれば、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求又は裁判所での取消訴訟の提起という方法によるべきものであることを申し添える。

## 4 判断

請求人の主張は、本件処分について、違法又は不当である旨を主張しているだけで、法第242条第1項に規定する財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実とはならず、また、座間市が当該行為により損害を被っていない。

よって、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、住民監査請求の対象とならない。

以上